

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和6年12月11日（水）午前 8時57分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	宮田 竜二 君	副委員長	竹下 智行 君
委員	植山 太介 君	委員	今吉 直樹 君
委員	前田 幸一 君	委員	山口 仁美 君
委員	久保 史睦 君	委員	徳田 修和 君
委員	阿多 己清 君	委員	下深迫 孝二 君
委員	宮内 博 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 藤田 直仁 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	小倉 正実 君	財政課長	末増 あおい 君
財政課主幹	内村 光孝 君		
市民環境部長	石神 幸裕 君	市民活動推進課長	吉永 利行 君
スポーツ・文化振興課長	久木田 勇 君	環境衛生課長	末松 正純 君
スポーツ・文化振興課主幹	川添 哲弘 君	環境衛生課主幹	四本 久 君
市民活動推進課市民環境政策・国際交流G長	金丸 哲朗 君	スポーツ・文化振興課施設管理GSL	山下 良太 君
環境衛生課衛生施設GSL	塩満 慶太 君	市民活動推進課市民環境政策・国際交流G主査	姫野 貴之 君
環境衛生課衛生施設G主査	豊住 忠幸 君		
農林水産部長	寶徳 太 君	農政畜産課長	有村 浩 君
林務水産課長	今吉 秀志 君	耕地課長	八重山 純一 君
農政畜産課主幹	唐鎌 賢一郎 君	農政畜産課主幹	淵ノ上 博己 君
林務水産課主幹	鶴園 裕之 君	耕地課主幹	吉田 進 君
耕地課主幹	笠井 剛 君	耕地課耕地第2G長	永山 正姿郎 君
耕地課主幹	笠井 剛 君	耕地課管理GSL	藤田 守孝 君
商工観光部長	小松 弘明 君	商工振興課長	立野 博 君
観光PR課長	山口 清行 君	商工観光施設課長	徳田 章 君
商工振興課主幹	西村 賢三 君	商工観光施設課主幹	松崎 義美 君
観光PR課PR推進G長	大保 英一 君	商工観光課商工観光政策GSL	川野 洋也 君
商工観光施設課施設管理GSL	有馬 一樹 君	商工観光施設課施設管理GSL	若松 樹 君
商工観光施設課施設管理G主査	泊口 清輝 君		
建設部長	西元 剛 君	建設政策課長	丸山 省吾 君
建設施設管理課長	安田 善郎 君	土木課長	笛田 純一 君
区画整理課長	岩元 龍己 君	建設政策課主幹	中村 光秀 君
建設施設管理課主幹	桑幡 孝志 君	建設施設管理課主幹	前田 裕明 君
建設施設管理課主幹	海江田 和大 君	建設施設管理課主幹	落水田 剛 君
土木課主幹	上脇田 良人 君	区画整理課主幹	原田 聡 君
建設施設管理課道路管理GSL	森 緑 君	土木課河川港湾GSL	山内 武志 君
建設政策課政策G主査	今村 翔 君		
教育部長	上小園 拓也 君	教育部参事兼社会教育課長	赤塚 孝平 君

教育総務課長	林元 義文 君	学校給食課長	西溜 和幸 君
教育部教育総務課主幹	迫 則男 君	社会教育課課長補佐	田上 裕紀 君
社会教育課主幹	井上 寛昭 君	社会教育課主幹	堀之内 清子 君
教育総務課主幹	山内 太 君	学校給食課主幹	和田 清仁 君
学校給食課学校給食管理G長	塩川 辰史 君		
保健福祉部長	有村 和浩 君	保健福祉政策課長	宮田 久志 君
子育て支援課長	村岡 新一 君	障害福祉課長	富吉 有香 君
こども・くらし相談センター所長	大窪 修三 君	健康増進課長	鮫島 真奈美 君
保健福祉政策課主幹	森山 勇樹 君	子育て支援課主幹	小橋 朋彦 君
障害福祉課主幹	石原 智秋 君	こども・くらし相談センター主幹	稲留 幸一郎 君
こども・くらし相談センター主幹	中村 真理子 君	障害福祉課障害者自立支援G長	富永 良 君
横川総合支所市民生活課市民福祉G長	喜聞 涼子 君	健康増進課市立病院管理G長	宮原 健介 君
保健福祉政策課政策G S L	安田 一騎 君	障害福祉課障害福祉G主査	春口 康太 君
障害福祉課障害福祉G主査	森 伸太郎 君	健康増進課市立病院管理G主査	堀内 勝幸 君
健康増進課市立病院管理G主事	下田 稔 君		

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 有村 真一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第132号 令和6年度霧島市一般会計補正予算（第7号）について

議案第133号 令和6年度霧島市病院事業会計補正予算（第1号）について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 8時57分」

○委員長（宮田竜二君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る12月3日の本会議で付託されました補正予算関係議案2件の審査を行います。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、審査を行いたいと思います。

△ 議案第132号 令和6年度霧島市一般会計補正予算（第7号）について

○委員長（宮田竜二君）

それでは議案第132号、令和6年度霧島市一般会計補正予算（第7号）について、総括の審査を行います。総括の説明を求めます。

○総務部長（小倉正実君）

議案第132号、令和6年度霧島市一般会計補正予算（第7号）についての総括を御説明申し上げます。今回の補正予算は障害者自立支援給付事業に要する経費や、8月8日に日向灘で発生した地震及び8月下旬の台風10号の影響により被災した施設の復旧に要する経費のほか、子どものための教育・保育給付事業に要する経費等を主なものとしています。歳入につきましては、特定財源としまして、国県支出金、市債等を、一般財源としまして、繰越金等を計上しています。その結果、歳入歳出それぞれ9億1,573万円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ747億3,244万7,000円としようとするほか、第2表で繰越明許費の追加及び変更を、第3表で債務負担行為の追加及び変更を、第4表で地方債の変更を行おうとするものです。なお、今回、複数の事業で光熱水費の追加補正を行っています。これは、国による電気・ガス料金支援の変更に伴い、施設等を有する11事業において光熱水費の不足が見込まれることから、所要の額を追加計上するものです。次に、総務部の関係につきまして、御説明いたします。歳出につきましては総務費で、先ほど申し上げました光熱水費の不足が見込まれる経費を計上しようとするものです。なお、今回、各部等で

計上しております不足が見込まれる光熱水費につきましては、この総括にて一括しての御審査をお願いいたします。詳細につきましては、引き続き、財政課長が御説明いたしますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○財政課長（末増あおい君）

令和6年度霧島市一般会計補正予算（第7号）のうち、国による電気・ガス料金支援の変更に伴い不足が見込まれる11事業について、財政課において一括して御説明いたします。国はエネルギー価格高騰対策として、国際情勢の緊迫化等を背景としてエネルギーの国際価格が急騰する中、緊急対応として電気・ガス料金の激変緩和措置を令和5年1月使用分から開始しました。この激変緩和対策につきましては、液化天然ガスや石炭の輸入価格がロシアのウクライナ侵略前と同程度に低下した状況等を踏まえ、本年5月使用分までで終了いたしました。その後、酷暑、暑い夏を乗り切るための緊急支援、酷暑乗り切り緊急支援として、本年8月から10月までの3か月分について、電気・ガス料金助成が実施されました。今回、国の助成の影響等も考慮するため、令和5年度と令和6年度の4月から8月までの実績額を比較し、その増減率を令和5年度の実績額に乗じて令和6年度の決算見込額を算出したところ、3月補正前に光熱水費の予算が不足する見込みとなる事業が11事業ありましたことから、合計1,890万円を補正予算として追加計上しています。なお、3月補正以降に光熱水費の不足が見込まれる事業につきましては、3月補正予算にて追加計上する予定としています。以上で、説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま説明が終わりました。これから総括に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

全体事業費で11事業が光熱水費の不足が見込まれるということで、合計額は1,890万円という補正が組まれているということの報告であります。それぞれその11事業について、説明をしてもらえませんか。

○財政課長（末増あおい君）

それでは先ほど御説明いたしました、予算説明資料を御覧ください。まず、総務課におきましては先ほど部長が御説明いたしましたので割愛いたします。次に、溝辺地区ケーブルテレビ運営事業におきまして、通信線増幅器への電気供給機の光熱水費の不足が見込まれることから、所要の額を追加するものです。シビックセンターの分は、シビックセンターの光熱水費の不足が見込まれますので570万円の補正を行います。次に溝辺地区は先ほどの内容で60万円の補正を行います。次に、3ページを御覧ください。3ページ、働く女性の家事業の中の働く女性の家維持管理事業で、こちらは別の補正もございませけれども、女性の家の光熱水費の不足が見込まれることから、光熱水費40万円を補正するものです。次に、建設施設管理費の日当山西郷どん村管理運営事業におきまして不足が見込まれることから、すいません4ページです。4ページで、施設管理費の中で、光熱水費50万円不足することが見込まれることから補正を行うものです。その下で、道路橋梁維持費の道路橋梁維持総務管理事務事業におきまして、街灯などの光熱水費の不足が見込まれることから80万円の補正を行うものです。次に、5ページを御覧ください。常備消防費の消防署等管理事業におきまして、消防署等の光熱水費の不足が見込まれることから、270万円の補正を行うものです。その下、水防防災費、防災行政無線運営事業におきまして、屋外拡声子局等の光熱水費の不足が見込まれることから、130万円の補正を行うものです。次に、高等学校管理費におきまして、国分中央高校維持管理事業、中央高校の光熱水費の不足が見込まれ、250万円の補正を行うものです。次に公民館費、各地区公民館管理運営事業におきまして、各地区公民館の光熱水費の不足が見込まれることから、310万円の補正を行うものです。最後が、すいません、このページの一番最後、郷土館費、郷土館等管理運営事業におきましては、郷土館の光熱水費不足につきまして70万円の補正を行うものです。6ページを御覧ください。6ページは最後になります。図書館費、図書館運営事業におきまして図書館の国分図書館の光熱水費の不足が見込まれることから、60万円の補正を行うものです。

○委員（植山太介君）

光熱水費、各企業さん、あと、おのおの的家庭でもできるだけ料金を抑えようと努力をされてると思うのですが、総務課さんの担当の事業だけでも結構ですので、シビックセンター維持管理費事業について、できるだけ上がらないように努めているそのような事例があったら、御紹介ください。

○総務部長（小倉正実君）

国分シビックセンターについては予算等も計上しておりますけれども、LED化ということで現在進めておまして、今年度からはLED化が進んでいるところではあるのですが、ただ、全体の光熱水費に占めるLED、電球に関する光熱費の費用というのはやはり少ないものですから、そちらで軽減できていても、全体的なものが上がっている関係上から増額の補正の要求をさせていただいているところです。今御質問ありました節電等につきましては、例えば昼時間については節電に努めるように電気を消しておりますし、時間外の勤務におきましても例えばですけど、5時半になりましたら、本庁舎の本館のほうは、5時半になりましたら電気を一旦一斉に全部消灯しまして、そのあと残っている職員の座席のところについては再度電気をつけるということをしております。また、残業等で残っていても帰る際には、電気はまた消してちゃんと帰るよということ、そういうような節電等も行っております。そういうものにつきましては、全て、経費削減のマニュアルとか手順書みたいな形で、予算の執行に当たっても経費の削減にできるだけ努めるよということ、例示しているものにもそういうことを、含めてしているところでございます。

○委員長（今吉直樹君）

国の緊急支援対策である酷暑乗り切り緊急支援、こちらのちょっと詳しい説明をお願いしますでしょうか。支援の内容、補助率とか、どういったものに支援が対象になるのかとか、そういった。

○財政課長（末増あおい君）

酷暑乗り切り緊急支援につきましては、今年8月、9月、10月まで使用分が対象になっておまして、8月9月につきましては、低圧分が1kwhの4円、高圧が2円です。都市ガスにつきましては、1㎡17.5円の支援が行われました。10月分につきましてはそれぞれが半分程度になりまして、低圧で2.5円、高圧で1.3円、都市ガスで10円となっております。3か月です。

○委員長（今吉直樹君）

はい、分かりました。今回の補正予算で増額したのは、令和5年度の実績に増減率を掛けて計上したということで、実際足りない状況ではないけれどもその支援を活用するために計上したという理解でいいのですか。

○財政課長（末増あおい君）

こちらの予算の見積りを行いましたのが、今年の8月までの実績で行っております。前期の支払いが2か月遅れで行われるものですから、まだこの予算、要求するといいますか、計上する時点で8月までしか内容が分かってなかったものですから、その時点での実績をもとに、決算見込みを行いまして、数字を出したものですから、今後また数字が動いてくる可能性がございます。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにはないので、これで総括に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時13分」

「再開 午前 9時14分」

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、市民環境部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（石神幸裕君）

議案第132号、令和6年度霧島市一般会計補正予算のうち、市民環境部所管の予算の概要について、

説明いたします。今回の補正予算につきましては、国分ハウジングホール（霧島市民会館）の空調の修繕に要する経費を計上しようとするものです。そのほか、繰越明許費及び債務負担行為の補正を行おうとするものです。詳細につきましては、引き続き、関係課長が御説明しますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○環境衛生課長（末松正純君）

環境衛生課に関する令和6年度一般会計補正予算について、御説明いたします。令和6年度一般会計補正予算（第7号）5頁及び説明書52頁を御覧ください。第3表、債務負担行為補正、霧島市国分斎場指定管理業務については、当該施設の令和7年度から5年間の指定管理料を債務負担行為の追加として補正計上するものです。なお、その限度額については、経済情勢の変化等により指定管理料が変動する可能性があるため、これまでと同様、指定管理者との協定で定める管理費用としています。以上で、説明を終わります。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

スポーツ・文化振興課に関する令和6年度一般会計補正予算について、御説明いたします。令和6年度霧島市一般会計補正予算（第7号）に関する説明書は46ページから47ページ、令和6年度霧島市一般会計補正予算（第7号）説明資料は6ページです。予算説明資料の6ページを御覧ください。文化振興費の霧島市民会館管理運営事業において、国分ハウジングホール（霧島市民会館）の空調が不具合を起こしていることから、修繕で空調機能の保持を行い、室内環境の質の安定を図ろうとするものです。なお、9月補正で令和7年3月予約分までの抽気作業が必要として修繕料を計上したところですが、本番の空調使用時には業者の常時立会いが必要となったことから9月補正で計上した経費の不足分の修繕料237万2,000円を計上しています。次に繰越明許費について御説明いたします。一般会計補正予算（第7号）の4ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正の追加、(款)教育費、(項)保健体育費、事業名体育施設整備事業422万3,000円は、隼人健康温水プール排水設備改修の工事請負費であり、設計委託業務に不測の日数を要したため、年度内での事業完了が困難となったことから、繰越しようとするものです。次に債務負担行為補正について御説明いたします。一般会計補正予算（第7号）の5ページから6ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正の追加、霧島高原国民休養地（乗馬施設を除く。）及び霧島市牧園B&G海洋センターと霧島市溝辺公民館ほかから霧島市牧園アリーナほかまでの指定管理者に係る債務負担行為につきましては、今回の議案に提案しております、令和7年度からの指定管理予定施設のうち、指定管理料が発生する施設区分ごとの指定管理料について、追加を行おうとするものです。霧島高原国民休養地（乗馬施設を除く。）及び霧島市牧園B&G海洋センターの指定管理業務の指定期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間で、霧島市溝辺公民館ほかから霧島市牧園アリーナほかまでの指定管理業務の指定期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。限度額につきましては、設備の法定点検料の改定や経済情勢の変化等により、指定管理料が変動する可能性があることから、これまでと同様指定管理者との協定で定める管理費用としたところがございます。以上で説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

債務負担行為の関係についてお尋ねをしたいと思います。霧島市国分斎場の指定管理業務の関係について、今回、指定管理者が変更になるということですが、実際、今、勤めてらっしゃる方たちの身分はしっかり保障するというようなことが明記をされているわけですが、その関係について少し御説明を頂いてよろしいですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

従業員の身分につきましては、今、委員がおっしゃったとおり、今回、五輪さんと福地産業さん、2者応募されたわけですが、いずれの企業さんにおかれましても、しっかりとそれは継続し

て雇用するという意思表示、プレゼンの中でもそのようにありました。資料の中でもそのように明記しております。中でも、福地産業さんは、今回、祭場管理ということに関しては、初めての経験になりますので、現在働いている方々をそのまま引き継ぐことは非常に重要だというふうな御認識であられたということでございます。

○委員（宮内 博君）

福地産業は後段の部分にありますように、霧島牧園B&G海洋センター、ここも指定管理を受けると。ここは例外的に10年間指定をするということでもあります。実際、現地を見てみますと、体育館のほうは雨漏りが大変ひどくて、床も腐っているところもあったりして、令和3年度、令和3年4月から休館をしているということでありました。それで、實際上ここでは管理という形にはならないのかなというふうに思うんですけども、実際取り交わされているこの基準の中で見てみますと、施設そのものは、災害時の避難所として使用しなければならないと、そういう規定があるんですね。それはそのまま残されております。令和3年4月から休館になってはいるんですけども、実際上は、災害施設として体育館は使用しなければいけないという規定になっているんですね。ところが、委員会での議論の中では、この改修計画そのものも全く立っていないということでの執行部の答弁もありました。それで、協定がしっかり担保される、そういう条件が整っているのかという点について疑問が残るわけですけども、その辺のことについて、10年間という長期のスパンで指定をするということでもありますから、どういう対応をしていくのかということが求められることになるんですけど、どんな議論がなされているか、お尋ねをしておきたいと思えます。B&Gです。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

B&G海洋センターの体育館につきましては、令和3年4月から休館ということで、現地、それからこの委員会でも、お話ししたところでございます。委員がおっしゃるとおり、現在、体育館を今後大規模改修をして使用するというのは予定はないところでございます。私の認識では、避難時の災害時のそういう施設というふうには使用するというところはないところでございます。

○委員（宮内 博君）

いや、ないと言っても、実際上示されている、指定管理を受ける条件ですね、そのところに、次のように書いてあります。災害発生もしくは発生する恐れがある場合において、当施設は市の要請により最優先的に避難所や災害対応拠点等として使用する際に協力すること。こういうことが明記をされているわけですよ。指定管理者がこれをやる条件というのは、当然体育館が、通常と同じような形で使われるというのが前提でなければ、指定管理者で独自にできることではないわけですよ。ですから、執行部のほうでその条件をやはりきっちり整えた上で、指定管理者に管理をしてもらうという前提条件がなければ、この文章は成り立たないということになるんですけど、先ほど答弁があったように、今後の改修計画もまだ示されていないわけです。10年間ですね、これが不履行のまま継続されていいのかということが問われることに当然なってくるわけですけど、そのところを問題として提起をしているわけですよ。少なくとも、この条件を満たすことができるための対策、それは何かというとやはりきちんと利用できるような条件を整えるということだろうと思うんです。そのところで、やはり契約上の不備があるのではないかというふうに思うものですから、そのことを申し上げているところです。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

今回の指定管理の選定につきましては、霧島高原国民休養地及び霧島市牧園B&G海洋センターの1本になっております。本課は、その海洋センターのプール、それから体育館を所管してるわけですけども、先ほど委員のおっしゃった、災害時の対応、そういうところについては、休養地のバンガローであると認識しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

休養地はまた別部門ですよ、担当が。ここでは、私が申し上げているのは、B&Gの海洋セン

ターの施設利用条件がずっと出ていて、その流れの中で、体育館の使用というのはどういうふうに使われなければいけないのかというのが書かれているわけでありますので、もう少しちょっと精査をした上で、回答頂けませんか。

○市民環境部長（石神幸裕君）

今、宮内委員がおっしゃられるのは、追加資料で出した3ページの4のところの(5)のことで、間違いはないでしょうか。この資料につきましては、国民休養地及び牧園B&Gの管理について記述がしてございます。その中で、(5)につきましては、国民休養地とB&Gの共に、このことに対して災害時に協力することというふうな記載がしてございます。実際は、この体育館につきましては、令和3年度から休館をしております、現在の指定管理者との間で、外壁等の落下がないか等の危険の管理を行って、今現在していただいております。ですので、今回新たに令和7年度から開始される協定につきましては、この点を協議いたしまして、実際にこの(5)に想定する災害時の避難所等への協力については、きちんと先ほど課長が申しあげました施設を、どの施設なのかということも明記しながら協定を締結したいと考えております。

○委員（宮内 博君）

バンガローというのは、極めて避難所として使用する要件というのは限られてくるわけです。11か所あるんではなかね、バンガローが。通常避難所ということで明記をするときには、多くの方が、一斉には避難できるような、そういう体制をどうつくるのかということでは、通常だろうと思うんです。ここは霧島山、新燃岳などの噴火の災害という地理的な条件も抱えている場所ですから、そういう意味では、公共施設というのは非常に限られているわけで、体育館のような、キャパが大きなところというのも非常に限定されるわけですので、そういう避難所をどう確保するのかというのが、一つは条件だろうというふうに思うんですね。そういう意味で、どういう避難所の使われ方をするのかというのは明記をしたいということではありますが、それはそれで良いかと思えますけれど、やはり体育館を早く正常な形にするということが、一定の方向性を執行部として持っておく必要があるということからの問題提起と受け止めていただきたいと思いますけど。

○市民環境部長（石神幸裕君）

先ほどバンガローも出ましたが、実際は、車のキャンプを非常に受入れているところでございますので、そういった災害時には、キャンプ場も使いながら車を入れて避難所としても活用できるのではないかと考えております。なおその体育館の今後につきましては、先ほど課長が申したとおり、現在、市としては、これを多額の経費をかけるよりも、先般策定しました長寿命化計画の中で、牧園アリーナを残す施設としておりますので、ここにも、今後また大規模改修等、大規模の空調等の改修も控えておりますので、その施設のほうに投資をしていく方向で、現在、市としては考えているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

現地調査のときに少しお話を聞いたわけですが、牧園には牧園アリーナと大きな体育館があるわけですね。そして、今、人口の割合から言ってもかなり牧園は人口も減ってきている。そして、現在の体育館は雨漏りがひどくて、大改修費が掛かるという説明を受けたわけですが、これは、例えば解体するに当たって、何か補助金をもらっていて縛りか何かあるんですか。それともそういう縛りは全くないのかどうか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

B&G海洋センターにつきましては、日本財団というところがありまして、そこから当初、旧牧園町が助成等を受けて整備した経緯がございます。それをそのまま今、本市が引き継いでいるわけですが、仮に、体育館を取り壊して更地にする。条件がありまして、そこに石碑ですね、ここにB&G海洋センターのプールがありました、体育館がありましたというようなそういうのを設置するというのが条件になっております。これはB G財団を脱退する、そういうときの条件となっているところです。

○委員（下深迫孝二君）

牧園には、2,000人収容できる牧園アリーナがあって、同じ地域に体育館が二つあるというのはちょっと異例という異例なわけですね。今後そこら辺はしっかり検討して、多額の費用をかけてするよりか、人口がどんどん増えているとこなら話は別ですけども、やはり、その文言もそういうことをきちっと入れて、指定管理者との間で、解体するなら解体するという方向をとっていかないと、公共施設が例えば1市6町に似たようなのがたくさんあるわけですから、そこら辺もしっかり検証していかないといけないのではないかというふうに思いますけど、どのようにそこは部長考えていらっしゃいますか。

○市民環境部長（石神幸裕君）

今、課長が申し上げましたとおり、このB&Gの施設を撤退する場合は、解体して記念碑、ここにあったということをしなければ、脱退ができないという条件になっております。今現在のところは、その体育館は休館なんですけれども、プールのほうを利用しております。この施設につきましては、長寿命化で一定程度まだ使うという方向性がございます。この解体につきまして、やはり多額のお金が掛かりますので、一体この解体費をどのように捻出するのかということにつきましては、いろいろ考え方あるかと思えますけれども、例えば土地を売却するか、その経費によって解体工事を捻出するか、いろいろ財源の捻出方法はあるかと思えますけれども、今現在、市としては解体の費用をどのように工面して、しかるべき時期に、どのような形でB&Gとしての施設を終えていくのかということにつきましては、今、現在、調査をしながら結果を見ているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

解体するとなれば、解体費用はどのくらい想定されるのか、恐らくそこら辺までは計算もされていると思えますけれども、どのくらいの金額かお示しを頂きたい。おおよそでいいです。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

休館にする以前、令和2年度に積算をして、そのときで、体育館、プール、それぞれ、個別に解体、それから更地にするというところで、体育館のほうで7,000万円から8,000万円程度だったと認識しております。

○委員（徳田修和君）

スポーツ文化振興課に繰越し明許費のことについて1点確認をさせていただきます。その前に委員長の方に、老婆心ながら、今、下深迫委員、宮内副委員長の審査の中で、視察であったり、追加資料であったりといったのは、産業建設常任委員会の審査内におけるというのを追記していただいたほうがいいかなと思います。

○委員長（宮田竜二君）

はい、分かりました。

○委員（徳田修和君）

繰越し明許費の422万3,000円の件でございますが、隼人健康温水プール排水設備改修の設計委託業務、不測の日数を要したためというふうに説明をいただきましたが、これは温水プールの施設内に問題があって設計に時間がかかったのか、それともただ、単純に設計スケジュールの問題で延びてしまったのか、そちらのほうを確認させていただいていいですか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

ちょっと説明させてください。隼人健康温水プール、こちらは、旧松永小学校プールの配管などを一部流用して使用しております。50年以上経過している状況でございます。今回、配管の老朽化が著しく、機能自体が相当低下しているということで、本年度当初予算に計上しておりました。設計後、工事発注の予定だったんですが、設計業務終了後に、設計の見直しなどを行ったところ。具体的には、先ほど申し上げた旧松永小の配管をプールの配管を利用しており、詳細な図面がない状態であったことから、現地調査をもとに設計図面を起こすという必要があったところ。今回

その施設側から間知ブロックを積んで、擁壁のほうに配水管を埋設する予定だったんですけれども、配管埋設をした場合に間知ブロックの擁壁がちょっと崩落をする可能性があるということが判明したので、再度、現地調査ですとか、協議、そういうところをしたところでございます。

○委員（徳田修和君）

ということは、当初予定していた工事費も、だいぶ変更がかかってくるという認識でよろしいでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

工事費については、変更はございませんでした。

○委員（宮内 博君）

先ほどの避難所の関係については、ぜひ方向性を明確にして、今後また示していただきたいというふうに思います。それともう一つは、休養地の関係でありますけれども、10年間の長い期間、指定管理にするという理由の一つに、いわゆる投資がしやすい環境をつくるということがあったというふうに思うんです。それを受けて事業者からは、グランピング施設、いわゆる固定型のキャンプ場ですね、こういうものを造りたいということが示されたわけですが、移動式の移動可能なキャンプ場とか、個人が利用するキャンプとは違って、グランピング施設というのは、そこに施設を建設をして、固定的に使うと。ただ使いやすい環境をつくるという、そういうものだろうというふうに思うんですけれども、景観上問題があるのではないかとというようなことが、委員会の議論の中でもあったわけですね。私自身も場所を説明を受けてそのことを感じました。それで、一つはこの地域というのは、景観に非常に敏感なところ、場所であって、その景観が非常にすぐれているということなど、あるいは温泉も出るということなどが、一つ、地域外の方々からですね、人を呼び寄せる、そういう場所になっているということが始良家畜保健衛生所の建設計画をめぐって、地域の方々から様々な意見が出た場所です。そこでお尋ねしたいのは、このグランピング施設計画について、地元とはどんな話合いがなされて、事業者からの計画をそのまま受け入れようというような形になっているのか、その辺、説明を頂きたいと思います。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

今、委員から質問のあった点につきましては、本課としては、協議の場には入っていないところでございますので、商工観光部、そちらのほうの観光施設管理課のほうで、具体には、協議されておりますので、今日この後の委員会の中でまた聴いていただければと思います。

○委員（宮内 博君）

商工観光は産業振興という形での側面だろうと思うんですけど、ここは環境ですから、担当部署が。だから、縦割りで行ったときに考えれば、環境関係の部、課というのは、今、出席をされている担当課に当然なってくるのかなというふうに思うんですよね。そういうことから、環境上のことから議論がどんなふうになっているのかというのをお尋ねしているわけで、商工観光部のほうではいやうちの担当ではないですからということになりかねない問題提起だというふうに思ったので、お話をしているんですけど。

○環境衛生課長（末松正純君）

縦割りで非常に申し訳ないところがありますが、私ども環境衛生課という立場から見れば騒音とか振動とかそういったようなところになると思います。後は水質とかですね。また、今ここで言われているところは、少し景観ということになりますと、また都市計画のほうとかで景観関係が所管しているところもありまして、景観の部分での相談とか、協議とかというのは一応環境のほうとしてはお話は伺ってはいないところでございます。また、その他の自然環境に与える影響とか、地質とか水質とか、騒音とか、いうところについても、ちょっと今のところは特段協議は受けてないところでございます。

○委員（宮内 博君）

今おっしゃったように、縦割りなものですから、うちは担当ではありませんというふうに言われ

る部分というのが多いんですね。こういう問題があるときには、いや縦割りの枠を取り払って、横軸で議論をするということを仕組みとして作らなければいけないことではないのかなというふうに思うんですね。それは、始良家畜保健衛生所の建設問題で学んだのではないのかなというふうに思うものですから、ここの現場に近いところでまた同じような事が起こりかねない、その原因を執行部のほうがつくってしまうというようなことがあってはならないというふうに思うものですから、できるだけその地元の皆さん方に早い段階で説明をして、そして本当に今計画されているところが適地なのかどうなのかということも含めて、よく説明をして、適地にふさわしいところを選定をするというような形にしないと、後々、また問題が大きくなるというようなことはできるだけは避けたほうがいいのではないかとということでの問題提起と受け止めてほしいんですけど。部長どうなのでしょう。

○市民環境部長（石神幸裕君）

今、宮内委員からおっしゃられた点につきましては、今後、議会で議決を経た後、年明けに指定管理者と指定に向けた協定を市と結んでまいりますので、そこで、今おっしゃられたことも加味しながら、市全体として取り組んでまいりたいと考えております。

○委員（植山太介君）

国分ハウジングホールの空調の件で質問させていただきます。9月の補正で、一応修繕料を計上したけど、そのあと空調の使用時には、業者が常時立会いが必要になって、その分のプラスを今回計上しているというふうに理解をしたんですけど、その経緯をもう少し説明していただけたらと思うところです。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

つい前回の第3回定例会のこの委員会の中で提案したところでもございました。また経緯を長くなりますけれども、お話いたします。不具合が発生した6月以降、吸収式冷温水器という、機械自体を溶接修繕ですとか、開けた後、空気が漏れている箇所の特定ですとか、その穴を塞ぐ、そういう作業、修繕をその都度、予約が入っている前日ですとか、そういうところでやっていたところです。予算関係につきましては、既存の修繕料でしたり、同じ費目の中から流用というか、先に流用して対応していたところでした。8月に入って、空調自体が非常停止をしたところでもございます。その中でまた、2回目の溶接修繕を実施して、また同じような箇所の特定でしたり、そういう対応をしました。そのあとは、空調使用する前には使えていたんですけど、今度は、溶液フィルターというのがありまして、そこが詰まるエラーが発生をしたところです。空調を使用する際には、今回の詰まりが生じたことによって、業者の立会いが常時必要になったということ。それから、使用日当日、3時間おきの抽気作業でしたり、1時間おきに詰まりを改善する作業というのをやってくることになった関係で、9月補正の額ではちょっと足りないということで、今回再度、修繕料を提案したところでもございます。

○委員（植山太介君）

理解いたしました。私の記憶が正しければ、大本の修繕のつなぎの修繕を今している状況だという認識でいたんですけども、今回のこれで大本まで対応ができるのか、まだしばらくその大本の抜本的にそれを取り替えるみたいな形を私は聞いた記憶があるんですけども、そこまでの修繕はこれで間に合うのかどうか、ちょっとそこら辺、私の認識が正しいかも含めて説明をお願いします。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

同じく前回の委員会の中で、吸収式冷温水器そのものの備品購入費〔次ページに訂正発言あり〕ということでも予算を計上して認めていただいたところです。そちらにつきましては、来年の3月、4月、空調を使わないときに設置をする予定でございますので、それまで、2月末までですとか、3月初めまでの予約が入っている分につきましては、今回の提案しております補正の修繕料で対応できると考えております。

○委員（山口仁美君）

関連でお伺いをします。今回、常時立会いが必要ということで、3月分までということなんですが、これはもう3月までの立会いについては確定ということでもいいんでしょうか。それとも、また予約が増えたり減ったりとか、日数が変更になる可能性も加味しての予算なんんでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

現在、新規の予約については受け付けておりませんが、市の行事でしたり、各種団体が事前に申し込んでいた分については対応できる回数です。あと、予備ということで、6回分ほど同時に計上しているところでございます。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

1点、訂正をさせていただきます。先ほど、備品購入費と申し上げましたけれども、工事請負費の誤りでした。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時51分」

「再開 午前 9時53分」

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農林水産部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（寶徳 太君）

議案第132号、令和6年度霧島市一般会計補正予算（第7号）のうち、農林水産部所管の予算について、説明します。今回の補正予算は、(款)6農林水産業費(項)1農業費(目)2農業総務費において22万8千円の増額や令和6年8月に発生した地震及び台風10号により被災した農地や施設等の機能回復を図るため、(款)11災害復旧費(項)1農林水産施設災害復旧費(目)1農地農業用施設災害復旧費において5,400万円、(目)2林業施設災害復旧費において9,500万円を増額補正しようとするものです。また、そのほか災害復旧費の繰越明許費の追加補正、土地改良施設維持管理適正化事業補助の債務負担行為の変更、霧島市国分営農センター指定管理業務の債務負担行為の追加補正をしようとするものです。詳細については、それぞれ担当課長が説明しますので、よろしく御審査下さるようお願いいたします。

○農政畜産課長（有村 浩君）

農政畜産課の一般会計補正予算（第7号）について、説明いたします。予算書は5ページ、予算に関する説明書は52ページです。予算書の5ページをお開きください。第3表債務負担行為補正、1追加の4段目霧島市国分営農研修センター指定管理業務に係る債務負担行為につきましては、今回の議会に提案しております、令和7年度からの指定管理予定施設のうち、指定管理料が発生する施設区分ごとの指定管理料について、追加を行おうとするものです。霧島市国分営農研修センター指定管理業務の指定期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間で、限度額につきましては、設備の法定点検料の改定や経済情勢の変化等により、指定管理料が変動する可能性があることから、これまでと同様指定管理者との協定で定める管理費用としたところから、以上で、農政畜産課関係の説明を終わります。

○林務水産課長（今吉秀志君）

林務水産課の一般会計補正予算（第7号）について、説明いたします。予算書は2～4ページ、予算に関する説明書は8～11、18～19、26～27、48～49ページ、予算説明資料は7ページです。予

算説明資料7ページをお開きください。(目) 林業施設災害復旧費の現年補助林業施設災害復旧事業については、令和6年8月8日に発生した地震及び台風10号により被災した林道の速やかな復旧を行うため、工事請負費9,500万円を追加計上し、特定財源として、県補助金4,750万円、市債4,270万円を充当しています。なお、予算書4ページ第2表繰越明許費補正の1追加における(款)11災害復旧費、(項)1農林水産施設災害復旧費、(事業)林業施設災害復旧事業において、9,500万円を計上しています。以上で、林務水産課関係の説明を終わります。

○耕地課長(八重山純一君)

耕地課の一般会計補正予算(第7号)について、説明いたします。予算書は2~4、6ページ、予算に関する説明書は、8~13、18~19、24~27、36~37、48~49ページ、予算説明資料は4ページ、7ページです。予算説明資料4ページをお開きください。(目) 農業総務費の農業総務管理事務事業については、多面的機能支払交付金を受けて活動している組織において、対象農用地の減少があったため、認定年度に遡り、その面積相当の交付金を返納するため、償還金利子及び割引料22万8,000円を計上し、特定財源として、雑入22万8,000円を充当しています。次に、予算説明資料7ページ、(目) 農地農業用施設災害復旧費の現年補助農地農業用施設災害復旧事業については、台風10号により被災した農地及び農業用施設の速やかな復旧を行うため、工事請負費5,400万円を追加計上し、特定財源として、分担金420万円、県補助金2,880万円、市債2,060万円を充当しています。なお、予算書4ページ、第2表繰越明許費補正の2変更における、(款)11災害復旧費、(項)1農林水産施設災害復旧費、(事業)農地農業用施設災害復旧事業において、5,400万円を追加し、1億2,320万円に変更しようとするものです。次に、予算書6ページ、第3表債務負担行為補正の2変更における土地改良施設維持管理適正化事業補助において、利息負担の割当額が決定したため、限度額を11万5,000円追加し、499万5,000円に変更しようとするものです。以上で、耕地課関係の説明を終わります。

○委員長(宮田竜二君)

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(宮内 博君)

説明資料の4ページの農業総務費の関係について、お尋ねをいたしますが、認定年度に遡って面積相当の交付金を返納するということでもあります。当然認定をされるときにはこれが減少しているというのが記載されていなければならなかったのかなというふうには思うのですが、この地区がどういう地区なのか、その認定年度はいつ頃なのか、その原因等について、御報告を頂ければ。

○耕地課主幹(笠井 剛君)

認定年度につきましては、令和2年度に認定している組織と、令和3年に認定している組織がございます。ともに、国分の地区です。認定した当初は農地だったのですが、途中で農地から宅地等に転用されたため、基準を満たさなくなったので認定年度に遡って返還するものです。

○委員(下深迫孝二君)

説明資料7ページ。これに林業施設災害復旧費のところちょっとお尋ねします。福山地区1件、隼人地区1件ということで2件で9,500万円という金額は出てますけど、これは、ちょっと災害として大きいのかなというふうに思うんですけども、どのような災害だったのかちょっとお知らせください。

○林務水産課主幹(鶴園裕之君)

今御質問のあった隼人地区の林道災害につきましては、林道山城妙見線という路線です。この災害については、林道の上部法面が、被災延長は約40mです。法面の高さが約41mほどある。もともと切り立った現況の山が、岩が見えている状態で地震によってそれが揺れ落ちて、下の道路まで被災しているという形になっております。もう一つの福山地区の路線につきましては林道城山線です。これについては雨による路肩の決壊によるもので延長は16m、路肩が決壊しているもので、被災高さについては約6mの記載と概要としてなっております。

○委員長（宮田竜二君）

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時05分」

「再開 午前10時08分」

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、商工観光部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（小松弘明君）

議案第132号、令和6年度霧島市一般会計補正予算（第7号）のうち、商工観光部所管の予算の概要について、御説明いたします。まず、一般会計補正予算（第7号）説明資料の3ページを御覧ください。商工観光施設課所管の働く女性の家維持管理事業について、施設の名称変更に伴うサイン改修を行うとともに、トイレ設備の洋式化及び不具合が生じている空調機器の更新に要する経費について所要の額の増額補正を行おうとするものです。次に、同説明資料の4ページを御覧ください。観光PR課所管の観光バス運行事業について、鹿児島空港から霧島神宮を乗換なしで繋ぐ霧島神宮アクセスバスの実証運行期間の延長を行い、観光客の交通アクセスを確保するための経費について、所要の額の増額補正を行おうとするものです。次に、一般会計補正予算（第7号）の5ページ・6ページを御覧ください。商工観光施設課所管の指定管理者に係る債務負担行為の補正につきましては、今回の議会に提案しています霧島高原国民休養地及び霧島市牧園B&G海洋センター、霧島高原国民休養地乗馬施設、霧島市塩浸温泉龍馬公園の指定管理者の指定に伴い、債務負担行為の追加として補正計上しようとするものです。詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○商工観光部観光PR課長（山口清行君）

観光PR課に関する令和6年度一般会計補正予算（第7号）について、御説明いたします。補正予算（第7号）説明資料4ページ、補正予算に関する説明書38・39ページ、新規事業等概略図1ページになります。それでは、補正予算（第7号）説明資料と新規事業等概略図で説明します。コロナ感染症の5類移行や霧島神宮本殿等の国宝指定、また、本年3月の霧島神宮駅のリニューアル等に伴い、霧島神宮や霧島神宮駅周辺を訪れる観光客が増加している一方で、インバウンドを含む観光客の移動手段の確保が求められています。このような中、鹿児島空港から丸尾、霧島神宮、霧島神宮駅を乗換なしで繋ぐ霧島神宮アクセスバスの実証運行を今月末までの予定で行っています。現在、バス利用者は増加傾向にあり、インバウンド対策としても有効な移動手段となっており、市内のホテルや旅館等の観光関係者からの運行延長の要望も寄せられています。このようなことから、令和7年3月末まで、霧島神宮アクセスバスの実証運行の延長を行い、本市への更なる誘客を図ろうとするものです。この経費として、委託料350万6,000円を計上しています。以上で、観光PR課に関する補正予算の説明を終わります。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

商工観光施設課に関する令和6年度一般会計補正予算（第7号）について、御説明いたします。補正予算（第7号）説明資料3ページ、補正予算書は5～6ページ、補正予算に関する説明書は34～35ページになります。補正予算（第7号）説明資料で、説明します。3ページを御覧ください。また、別に配布している資料も併せて御覧ください。働く女性の家事業費の働く女性の家維持管理事業について、今回の議会に提案しています霧島市ウェルビーイングセンターへの名称変更に伴うサイン改修及び別紙資料（裏面）のとおり、トイレ設備の洋式化を行うための修繕料186万円と不具合が生じている1階調理実習室及び会議室並びに2階研修室の空調設備のエアコン購入費として、184万8,000円を計上しています。次に、各指定管理業務の補正予算になります。令和6年度一般会計補正予算（第7号）の5ページをお開きください。第3表債務負担行為補正、1追加の霧島高原

国民休養地及び霧島市牧園B&G海洋センター指定管理業務、霧島高原国民休養地乗馬施設指定管理業務、6ページの霧島市塩浸温泉龍馬公園指定管理業務については、今回の議会に提案していません。令和7年度からの指定管理予定施設のうち、指定管理料が発生する施設区分ごとの指定管理料について、債務負担行為の追加として補正計上しようとするものです。霧島高原国民休養地及び霧島市牧園B&G海洋センター指定管理業務の指定期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間、霧島高原国民休養地乗馬施設指定管理業務と霧島市塩浸温泉龍馬公園指定管理業務の指定期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間で、限度額については、設備の法定点検料の改定や経済情勢の変化等により、指定管理料が変動する可能性があることから、これまでと同様、「指定管理者との協定で定める管理費用」としたところです。以上で、商工観光施設課に関する補正予算の説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

説明資料の3ページです。今課長のほうから説明がありました。働く女性の家、まだ決まっていけど新しい名前では何か紹介をされたようですけれども、ここのトイレ改修、何基されるのか。そして、この名称変更のための費用が幾らかかるのかお尋ねします。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

別途お配りしております資料のまずトイレからですと、裏面のほうを御確認いただければと思います。女性用トイレについて、まず、1階の3基中2基を洋式化、2階のほうが2基中1基、計3基を洋式化ということで、トイレ設備改修については洋式化の費用が120万円でございます。また、表のほうになります。今回の施設名称変更に伴うサイン改修費用として、場所が入り口が門扉2か所ございます。この改修と、あと正面玄関入り口上部に表示がございますけれども、これについてはもう撤去して、あと下地処理を行うという費用が合計66万円の積算というふうになっております。

○委員（山口仁美君）

運営委員会の議事録を拝見したのですが、委員の方々からいろんな意見が毎回出ていまして今回のこのサイン改修に関しては、サインを例えば少し柔らかい文体、デザイン等にはどうかというような御提案もあったようなんですけれども、そういった費用も含まれているものと考えてよろしいでしょうか。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

運営委員の中に、建築の専門をされてる方も入っておられたんですが、今後例えばロゴ的に共通のそういった文字を、周知、広報にも使えるような形でというような御意見でございました。ですので、ちょっと運営委員の方にも、今後そういったデザインの部分というのは相談させていただきますということで考えておまして、この表の中にデザイン料というのは特段含まれていないという金額になります。

○委員（今吉直樹君）

観光PR課にお尋ねします。観光バス運行事業についてになります。既存のバスの空白を埋めるいい取組だなど思ってるんですけど、その使ってる方の属性、いわゆるインバウンドの目的も含んでいらっしゃるのその辺りの属性が分かるものでしょうか。

○観光PR課長（山口清行君）

今霧島神宮アクセスバス非常に行楽シーズンを迎えて多くなっております。その属性という統計的に取ってるわけではないんですけど、やはり、鹿児島空港での乗降が多いです。ということであればやはり国内からの観光客、それと、やはり私も何回か乗ったりするんですけど、見る限りでもやはり、外国の方、結構多いです。ということで属性としましたら、観光客がほとんどの方でその中にはインバウンドも含まれているというようなことになるかと思えます。

○委員（今吉直樹君）

関連で、時間帯が分かれてるんですけど、どの時間帯が多いのでしょうか。利用実績の内訳を教えてくださいましたらと思います。

○観光PR課長（山口清行君）

時間帯でいいますと、ちなみに休日、土日祝祭日、これは1便だけですけれども今霧島神宮駅、そして11月から国分駅から7時15分発というのも設定しているところですが、多い時間帯でいいますと、1番多いのはやはり鹿児島空港からお昼の便12時20分発の鹿児島空港の乗車、ここが1番多い状況でして、次に14時20分の鹿児島空港の乗車、そして9時の鹿児島空港の乗車というような形になっております。その方たちが霧島神宮で降りるということで、降りるほうでいいますと、やはり12時20分に乗りまして、大体1時過ぎぐらい、その時間帯に霧島神宮に降りる方が多いと、そのような利用状況になっております。

○委員（今吉直樹君）

今、霧島神宮直行バスなので神宮に行く方多いと思うんですけど、途中で、牧園総合所であったり、嘉例川駅であったり停まるんですが、その辺りで降りる方もいらっしゃるのか、その辺り把握しているものがあれば教えてください。

○観光PR課長（山口清行君）

バス停のほうは今議員からありました嘉例川駅、それから塩浸温泉、牧園総合支所、牧場、あと丸尾、神話の里、神宮、神宮駅というような形あるんですけど、先ほど言いましたとおり、多いのは鹿児島空港、それから、霧島神宮、丸尾、霧島神宮駅という順になっていくんですけど、ただ牧園総合支所、ここもそれなりの数ありますし、それから牧場、こういったところも利用がありまして、嘉例川駅についても、最初は少なかったんですけど、ここ最近ちょっと多くなってるような利用状況になっております。

○委員（植山太介君）

関連でお伺いさせていただければ、今いろいろ御説明いただいたんですけど、混み合う時間帯、座れない方とか、そのような方が出てらっしゃらないか、伸び率を見ると結構いい伸び率で増えているので、そのような兆候がないか、ちょっとそこを説明お願いします。

○観光PR課長（山口清行君）

この霧島神宮アクセスバス、定員が24人乗りでして、実は議員のほうからありました座れない方、立って乗ることができないバスなんです。ですので、24名を超えそうときには、特に紅葉シーズン、ちょっとその懸念があったものですから、事前にバス事業者のほうと協議をしまして、土日それから祝祭日だけはちょっと大型の、車両は一緒なんですけれども、座席数が増える形での車両を運行しまして、今のところ、乗れないと、あるいは立ったまま、立ったままそもそも乗れませんので、というような事例はありません。

○委員（下深迫孝二君）

同じく観光課にちょっとお尋ねしますが、今、中国からの観光客、韓国からの観光客、大体この鹿児島県においてどのぐらいの観光客の割合を占めていますか。

○観光PR課長（山口清行君）

割合でいいますと、今年度はまだ集計中というかまだ継続中ですので、令和5年度でいいますと、今、霧島市内に泊まれた方というのが82万7,919人おります。統計でですね。そのうちの外国人宿泊客というのが4万1,754名ですので、5%程度なんですけれども、ただ、今年度、これ1番大きい宿泊、まとまったところと申しますと霧島温泉郷、丸尾を中心とした温泉街になるのですが、ここだけの数字で言っても、大体外国の方、これは外国ごとにちょっと出してるわけではないんですけど、おおむね大体昨年度比で200%超えという形で倍以上のインバウンドの方にお越しいただいてるというような形の数字になっております。

○委員長（宮田竜二君）

先ほどの下深迫委員の質問は中国と韓国の方だったと思いますけどいいですか。

○委員（下深迫孝二君）

何を申し上げたいかという、韓国の大統領も近いうちに代わると思います。そして中国も反日が非常に厳しくなっている。そういう中で、今までみたいな考えで、観光を組んでおられると大変なことになるのではないかという気がしますが、そこらほどのようにとらえていらっしゃいますか。

○観光PR課長（山口清行君）

それぞれの国の事情を捉えながらということですが、そのような形で、うちのほうも昨年度まではなかなか行けなかったんですけど、今年度からうちの職員のほうも、今現在、台湾、それから韓国、香港等にセールス商談会とかに参加しておりますし、当然そこは単独で行くわけではないので、観光連盟と一緒にいって行ったりとか、そのときには、それぞれの国の情勢等もまた踏まえながら、それから霧島としましても、やはり香港、全国とちょっと傾向が違うのが鹿児島県はわりと香港からの誘客も多いです。ですのでやはり香港市場にまた力を入れたりとか、そういった形で今取り組んでいるところです。

○委員（山口仁美君）

現在、実証運行ということなので、収支のバランスがどうなのかということと、それからこの実証を経て、今後またこの料金等の見直しなどは考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○観光PR課長（山口清行君）

収支につきましては、おおむね今見込んでるぐらいの収支になるんですけども、利用客のほうは、想定を上回る形で推移しております。収支、運賃収入のほうにつきましては、乗ったり降ったりマイプラン、大人であれば1,100円、子どもさんが550円で圧倒的に大人の方が多いです。そういう人達がやはり複数回乗られる傾向にあるものですから、なかなかこう思ったほど収支は上がってないんですけども、おおむね当初予算とかで見込んでいる数字に近づいていくのかなというように、それから料金の見直しにつきましては、昨今のやはり物価上昇であったりとかそういうのを受けて、今こちらのほうでは検討はしてるんですけども、最終的には地域公共交通会議というのがあります。その運賃部会とここで定められた会議等もありますので、そういったところの審議を踏まえながら、料金の見直しというようなことになろうかと考えております。

○委員（山口仁美君）

今回、国分駅の出発便というのも、バス停が増えるということなので、これは今空港まで行く便が少ないということもありまして、市長もそのようなことをおっしゃったかと思うんですけども、非常に需要が高いだろうなというふうに予測はするんですけども、今後こうやって実証を重ねていく上で、持続可能な形を模索していただきたいと思いますので、そういった利用率等を見ながら、地域公共交通会議のほうでもしっかり分析をしながら進めていただきたいと思いますが、そのような話題提供とかもできますでしょうか。

○観光PR課長（山口清行君）

利用状況を見ながら、今後また持続可能な運行につなげたいと考えておまして。ちなみに国分駅からの運行延伸をした分について言いますと、11月からでした。先ほど言いましたように、土日祝祭日、その日に走らしてるんですけども、国分駅から乗られて、そのまま実は休みの日というのが7時台に、国分方面から霧島神宮駅あるいは霧島神宮に向かう公共交通というのがないんです。平日は7時台の路線バスがあるんですけどもそれが土日運休ですので、それを補完する意味合いもあったんですけども、今国分駅からの利用も、そう多くはないんですけども、やはり、山に行かれる方とか、国分駅で乗って、そのまま丸尾で降りられて、うちでまたほかに走らしております霧島連山周遊バス、それに乗って韓国岳だけであったり、大浪池であったり高千穂峰であったりという登山をして、またお昼過ぎにバスで下ってくるというような利用もあるようです。

○委員（宮内 博君）

5ページの債務負担行為の補正の関係でお尋ねをいたします。霧島高原国民休養地の関係については、商工観光部の関係だということですので、お尋ねしますけれど、今回、10年間の長期の契約を結ぼうということで提案をされているんですけど、問題は事業者はグランピング施設、固定型のキャンプ場というものを造る、そういう計画を持っているということでありました。現地でも、景観上の問題があるのではないかというようなことがあって、意見も出されたんですけど、私もそう感じました。それで、お尋ねしたいのは、ここは非常に景観を大事にしなければいけない地域というのは共通の認識だろうと思うんですけど、特に、昨年大きな議論がされた始良家畜保健衛生所の建設計画があったときに、地元からは多くの方々が反対の声を上げられました。大きなこの要因というのは景観上の問題という意見だったわけです。今回のこのグランピング施設の建設についても、当然その景観を重視した議論がなされなければいけないし、計画の段階で当然地元に必要な説明をする機会がなければいけないというふうに思うんですけど、先ほどの市民環境部との議論の中ではまだそういう説明がなされていないように受け取ったんです。それで、商工観光部の実際の担当部局なのかどうかということも、縦割り行政の中でなかなか分かりにくいんですけど、その辺のことについて議論があればお尋ねをしておきたいと思います。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

グランピングの件になるかと思えますけれども、指定管理の選定委員会の中の事業者にはアヒアヒングをしたんですけども、その際については、どのくらいの施設を考えているのかということで御質問したところ、まだ概略設計まで完了してるけど具体的な指定管理を頂いた後に踏み込んだ計画をしていきたいと。ただ先ほど言った設置型、ドームテントなのか、車輪のついたコンテナを想定しているとか、いろいろなことを想定しているということで、事業者からの発言がありました。また、災害発生時には避難所等に牽引したりする仮設住宅等で使用できたりするコンテナ型を考えているということで、グランピング、ドームテントと併用した形、織り交ぜるような形になるのかということもまた今後の議論ということになっております。選定委員会の委員の中に、牧園の高千穂地区自治公民館長のほうも、この選定委員会の委員の中に入っておりますので、地元の公民館長になりますけれども、一応、この計画も当然見てらっしゃって、内容も理解はされていると思います。景観の部分に話になってきますけれども、また公民館長等と、また必要に応じて、これから設置に向けて話ができる時期になってくれば、また必要に応じて御意見等も伺いながら、設置場所等も検討していきたいというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

始良家畜保健衛生所の建設計画の説明があったときにも公民館長は入ってたんですよ。ところが地元で説明が十分なされていなかったということで、かなり遅れて、地元の方たちはその情報を得ることができたというのが一つの教訓だったんじゃないかなというふうに思うんですよ。公民館長が入っているということで、もう地元で説明が済んだというとらえ方では、やはり、始良家畜保健衛生所の問題を考えたときに、同じようなことを繰り返してはいけないというふうに思います。であるだけに、地元に対してはきちんと、公民館長さんに任せるということではなくて、行政側、あるいはその指定管理者等がきちんと時間をとって説明をするということが必要だろうと思うんです。それがなされないまま計画がどんどんどんどん進んでいくということになりますと問題が大きくなる危険性がありますので、グランピング施設というのは、固定型の施設、トイレとかシャワーとか、ベッドとかそういうのまで備えたものというのがグランピング施設という位置づけでありますから、移動可能という前提ではないんですよ通常。ですから普通の一般の方たちがテントを持ち込んでキャンプをする、終わったら撤収するというようなことではないわけですので、常設をするというのが通常のグランピングだろうと思いますので、そういう意味では、景観上の問題というのはやはり、地域にとって非常にデリケートな問題でもありますから、しっかり説明をしなければならんというふうに思いますけれど、その計画があるんですか。今の答弁ではまだ明確になってないように感じました。

○商工観光部長（小松弘明君）

現在のところ、またその地域の方への説明とかという計画はないところですけど、今後また指定管理者やら、公民館長さんなんかと相談しながら、地域の方へどういった形で、周知していけるのかということを検討して、じっくり協議してまいりたいと思います。

○委員（宮内 博君）

先ほどの答弁ではもう概略設計が終わっているということですので、恐らくその概略設計では、先日、一昨日執行部のほうから説明があった場所が概略設計の一次だろうというふうに思いますので、ぜひ早い段階で、そのところは地元にしっかり説明をできるような機会を設けていただきたいということは強くお願いしておきたいと思います。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。ないようですのでここで質疑を終わります。ここでしばらく休憩をします。

「休 憩 午前10時39分」

「再 開 午前10時59分」

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建設部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（西元 剛君）

議案第132号、令和6年度 霧島市一般会計補正予算（第7号）の光熱水費以外の建設部所管の予算の概要について御説明します。今回の補正予算は、台風10号により被災した道路施設及び河川施設の復旧に係る経費で、款）災害復旧費 で総額1億9,570万円を計上しています。併せて、款）土木費及び款）災害復旧費で総額2億4,688万円の繰越明許費と城山公園等の指定管理者の指定に係る債務負担行為を設定しようとするものです。以上、建設部で所管する歳出予算の概要について、説明を終わりますが、その詳細につきましては、引き続き、各課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしく御審査いただきますようお願いします。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

建設施設管理課に関する光熱水費以外の令和6年度一般会計補正予算（第7号）について、御説明します。補正予算説明資料8ページ、予算に関する説明書は50～51ページになります。現年補助道路施設災害復旧事業1億7,640万円は台風10号で被災した市道の復旧を図るための費用を追加計上するもので、牧園地区1件、霧島地区3件、福山地区1件の計5件の市道災害復旧に係る経費です。内訳としましては、工事箇所への進入路確保等の高木伐採に係る委託料850万円、工事請負費1億6,400万円、用地費等として公有財産購入費120万円、補償補填及び賠償金270万円を計上しています。特定財源は、現年補助土木災害復旧費国庫負担金1億938万8,000円と公共土木施設災害復旧事業債5,460万円を充当しています。次に、補正予算書4ページ第2表繰越明許費補正について御説明します。（款）11災害復旧費（項）2公共土木施設災害復旧費 道路施設災害復旧事業の1億7,640万円の追加は、今回の第7号補正予算で追加計上している現年補助道路施設災害復旧事業費で、国の災害査定が11月にあったことから、標準工期の確保が難しいため、繰越しようとするものです。次に補正予算書5ページ第3表債務負担行為補正について御説明します。城山公園指定管理業務及び中央児童公園ほか18公園の指定管理業務については、今回の議会に議案第110号及び第111号を提案しているところです。令和7年度からの指定管理予定施設のうち、指定管理料が発生する施設区分ごとの指定管理料について、追加を行おうとするものです。指定期間は、いずれも令和7年度から令和11年度までの5年間で、限度額につきましては、設備の法定点検料の改定や経済情勢の変化等により、指定管理料が変動する可能性があることから、これまでと同様指定管理者との協定で定める管理費用としたところです。

○建設部土木課長（笛田 純一君）

土木課に関する令和6年度一般会計補正予算（第7号）について、御説明します。補正予算説明

資料 8 ページ、予算に関する説明書は 50～51 ページになります。現年補助河川施設災害復旧事業の 1,930 万円は、台風 10 号により被災した河川施設の復旧を図るための費用を追加計上するもので、溝辺地区 1 件、牧園地区 1 件、隼人地区 1 件の計 3 件の河川施設災害復旧に係る工事請負費です。特定財源は、現年補助土木災害復旧費国庫負担金 1,287 万 3,000 円と公共土木施設災害復旧事業債 640 万円を充当しています。次に、補正予算書 4 ページ第 2 表繰越明許費補正について御説明します。

(款) 8 土木費 (項) 3 河川費 河川管理事業の 2,918 万円の追加は、国分姫城地区の浸水対策測量設計調査業務委託に係る費用で、事業計画箇所の土地所有者との調整に不測の日数を要し、年度内の完成が難しいため、繰越しようとするものです。(款) 11 災害復旧費 (項) 2 公共土木施設災害復旧費 河川施設災害復旧事業の 1,930 万円の追加は、今回の第 7 号補正予算で追加計上している現年補助河川施設災害復旧事業費で、国の災害査定が 11 月にあったことから、標準工期の確保が難しいため、繰越しようとするものです。

○区画整理課長 (岩元龍己君)

区画整理課に関する令和 6 年度一般会計補正予算 (第 7 号) について御説明します。補正予算書 4 ページ第 2 表繰越明許費補正になります。(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費土地地区画整理事業の 2,200 万円の変更は、隼人駅東土地地区画整理事業区域の中央部に位置する 18 街区の宅地整地工事を行う工事請負費で、宅地整地に使用する他工事からの発生土の搬入時期の遅れに伴い、着工時期が令和 7 年 2 月以降となったことから、繰越しようとするものです。以上で説明を終わります。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○委員長 (宮田竜二君)

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員 (久保史睦君)

1 点ちょっと教えてください。土木課にちょっとお伺いをいたします。現年補助河川施設災害復旧事業で、災害箇所が 3 か所、今おっしゃられました。この 3 か所の積算と、それと今の災害状況を教えていただけますか。

○土木課長 (笛田 純一君)

溝辺の中初場川ですけれども、査定額なんですけれども 600 万円です。隼人地区の福の川は施設災害復旧ですが、これも査定額で 600 万円です。あと牧園地区の持松川の災害復旧ですが、これは査定額で 730 万円になっております。いずれも、河川の側面の浸食によるものでございます。

○委員 (前田幸一君)

現年補助の道路災害復旧工事なのですが、牧園地区は恐らく市道三体堂線かなというふうに思うのですが、ここの件で応急処置として蛇腹を入れられて、そして隣接する山林へのシラス等が非常に流れ込んで苦情が来た経緯がございます。そこで 1 点ちょっとお願いですが、やはりああいう復旧工事、応急処置であっても、そこに隣接する方への丁寧な説明というのが、非常に欠けていたのかなというふうに思うところです。災害自体については、了承するというところでございましたので、それは言われなかったのですが、その応急処置について、今回の件でちょっと苦情があったというのをもう一度考えていただいて、そして、所有者への丁寧な説明、今回、工事費が恐らく含まれて入札等があるわけですが、業者等が選定されたら、その業者への説明というのもしていただきたいのですがどうですか。

○建設施設管理課長 (安田善郎君)

今おっしゃいましたように、三体堂線につきましては災害後すぐに応急処置をしないといけないということで行ったんですけれども、おっしゃるようにならぬと、シラスのほうの後々の雨等で流れ込んで、少し山林のほうに流れ込んだものですから御迷惑をかけたところがありました。それに対しては担当のほうからまた何度か御説明のお伺い、したところでもあります。おっしゃいますように、この三体堂線につきましては、現在、今回また一番早く入札を行いまして、業者が決まりましたら早急にそのところのまた指導と、また持ち主のほうにはまた再度挨拶に参りまして対応し

てまいります。

○委員（宮内 博君）

繰越明許費の都市計画費の関係でお尋ねをいたします。課長口述では宅地整地に使用する他工事からの発生土の搬入時期の遅れが、今回2,200万円の繰越明許費を追加をするという要因だということですが、これは他工事からの発生土というのは何を意味をしているのかについて、御答弁をお願いします。

○区画整理課長（岩元龍己君）

今、隼人駅東地区につきましては、6月に見直しをちょっといたしまして、最終的な今見込みとして総体で6万8,000立米が他工事からの発生土を利用するというので今進めております。この繰越の2,200万円につきましては、その供給元、搬出される工事につきましては、今、空港東のほうで農地防災のほうで、昔の耕地事務所ですね、耕地のほうで事業をやっております。そこからの土を見込んでおります。その他、土木のほうの急傾斜事業とかそういうの見込んでおりますが、やはり掘削をしていかないとなかなかその、土の状況が分からないということで、そこを詳細的に調査をしながら進めているんですが、今回、年度内工事ができる見込みだったんですけど、その土の材料、それがちょっと盛土に適さない部分も出てきたりしております。そこらの調整で、どうしてもこの搬入時期が遅れると、その工事の調整を進めていけば、何とかこの他工事からの発生土の搬入というのが見込める状況にはなっております。

○委員（宮内 博君）

ほかの工事からの発生土を活用するという点では今回は空港周辺ということでありましたけれども、いわゆる2級河川の堆積土砂、これも、計画的に活用していくということはこれまで示されていたことがあったんですけども、実際に令和5年度、6年度の現在までの状況、そしてこれからの発生土活用の見込み等はどのようなふうになっているのですか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

2級河川、恐らく天降川ですね、天降川のほうも、今計画的に大量の土砂の搬出をしていただいているのですが、以前は堆積土砂も入れた経緯はございますが、やはり、以前からちょっと申し上げてはいるのですが、どうしても宅地の仕上げに近いところで使用する材料でありまして、どうしても河川の葦の根の混入が非常にやっぱりこういう懸念されると。実際、地区内でも入れたところで、若干、葦の根がやっばこう、葦が繁茂したところがあります。なかなかこれについては、御承知のとおり、除去が非常に難しいものでございますので、なかなかこの2級河川からの搬入というのは非常に、このハードルがちょっと高いということで、ここについては今現在入れてない状況でございます。ただ、どうしても、公共事業のやはりそういうコスト縮減につながることで、できる限り、霧島市内で今工事が行われている土を利用するというのを基本に持っております、それに関連するのは、県の土木であり、耕地サイド、林務、それにももちろん市の発注工事というの、我々の視野に入れてるところで、多方面にわたる関係者と協議をする。一番は材料に適するもの、それと搬入時期が合わないとなかなかできないということで、そこを、関係機関等の協力を頂きながら進めている状況でございます。

○委員（宮内 博君）

堆積土砂については、葦の問題があるというのはこれまでも議論されてきたところなんですけれども、今、答弁にあったように、経費の削減には大きく貢献するわけですね。ですから、技術的に葦の根を取り除くというような形で、新たな課題を解消するという取組なども進めながら、いかには残土の処理にお金をかけてやるという経費を少なくするかっていうのは必要だろうと思うんですね。以前、京セラの造成工事、わざわざその50km離れた川内川から運んでいたんです。これは国交省が積極的にそういう取組をやったということで行われたんですけど、同じ堆積土砂だったわけです。ですから、もちろんその葦が繁茂してるかどうかというところの条件によって違うんでしょうけれど、この土地開発公社が行っているこの造成工事ですね。ここではそう

いう問題は起こっていなかったのでしょうか。その辺分かっていたら。

○区画整理課長（岩元龍己君）

私どもも当初はこの天降川の堆積土砂を使うというのが大前提にしておりましたが、先ほどの理由で入れてない状況であります。今私どもが聴いたところでは、川内川の土砂というのは、恐らく川内川のほうは維持管理というのが徹底されたというのをおかしいですけど、年次的に葦の処理とかそういうのも結構されてて、葦の混入、根の混入が少なかったということ、それと堆積土砂のやっぱり厚み、そこが大きくて、表面的なものじゃなくて、その下の分を、選んで持ってきたりして。確かに上小川のほうは、葦の根が繁茂したというの聞いておりませんが、ただ、天降川については、体積圧というの浅いということではなかなか私どもも県のほうには受け入れるのですが、その除去というの協力いただけませんかという御相談したところなのですが、なかなかその除去が難しいと。それに対する経費もかかる、もうそれ以上に除去が難しいという判断を頂いたものですから、なかなかそこに至ってないということでございます。

○委員（宮内 博君）

葦の根がどれぐらいその地中に伸びるのかということによるのでしょうか、天降川の堆積土砂を見ますと、多いところではもう2m以上積もっているところもかなり広いエリアにまだ残ってるんです。ですから表面のところは、そういう根の被害というですね、起きる可能性が高いんだろうというふうに思いますけれど、表面の部分を取り除いたそういう根が混入していない部分については活用できるというふうに思うんです。その辺もう少しその県側と交渉をしていくことも必要だろうと。何せ相手が県ですので、市独自でできる話ではありませんから、できるだけ経費削減できる手段としては、そこところは積極的な取組をお願いしたい。当然そのやることによって、経費が削減されて事業が進み、災害対策にも貢献するという効果も当然あるわけですので、ぜひとも、そこところは、さらに活用できる策を議論していただきたいと思っておりますけれど、部長にどうでしょうか。

○建設部長（西元 剛君）

今答弁ございましたように流用土を有効活用するというような非常に有効な手段だと思います。ただ、今区画整理事業もほとんどもう基盤が下のほうが終わっていて、もう上層部、ほとんど除草に入ってますので、なかなか私も河川のほうにいましたので、ある程度理解はしてるんですけど、普通の雑草であれば窒息をするんですけど、30cm から深くなれば窒息するんですけど、葦の根2mぐらいの深さのところまでやはり伸びてきますので、なかなか除去するというの難しい状況ではあります。ただ県との協議の中で、そこは活用できるような土であると、今後、できるような土であるということが分かれば、またそのような活用は今後していきたいと思っております。

○土木課長（笹田 純一君）

先ほど、河川の災害復旧の積算についてお話をさせていただきましたが、査定額でというふうな話をしましたが、補正額でということで訂正させていただきます。すいませんでした。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。ないようですので、これで質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午前11時20分」

「再開 午前11時21分」

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、教育部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

議案第132号、令和6年度霧島市一般会計補正予算（第7号）のうち、教育部所管の予算の概要について、説明します。補正予算書の3ページを御覧ください。歳出予算について説明いたします。今回の補正予算は、教育施設に係る光熱水費及び文化財の防災設備整備に対する補助金の支出に要

する経費を追加し、(款) 10教育費のうち、(項) 4高等学校費を250万円の増額、(項) 6社会教育費を1,250万5,000円の増額、うち教育部関連として1,013万3,000円を増額し、補正後の教育費の額を68億8,814万4,000円としようとするものです。うち教育部関連として1,263万3,000円の増額です。補正予算書の4ページを御覧ください。第2表繰越明許費補正1追加において、(款) 10教育費のうち、(項) 6社会教育費に573万3,000円を追加しようとするものです。補正予算書の5ページ及び6ページを御覧ください。第3表債務負担行為補正1追加において、指定管理業務及び給食配送業務を追加しようとするものです。また、第3表債務負担行為補正2変更において、給食調理業務の限度額を変更しようとするものです。詳細は予算説明資料等に基づき、関係課長が説明しますので、審査をよろしくお願いします。なお、各課等の補正予算のうち光熱水費に係るものについては、総務部において一括して説明済みであることから、説明を省略します。

○教育総務課長（林元義文君）

教育総務課に関する令和6年度一般会計補正予算（第7号）について、説明します。補正予算書の6ページを御覧ください。第3表債務負担行為補正1追加において、中学校仮設教室使用料を追加しています。債務負担行為の期間は令和6年度から令和7年度、限度額は316万5,000円です。これは、隼人中学校の仮設教室の賃借期間が、令和6年度末で終了することに伴い、新たに設定するものです。以上で説明を終わります。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

学校給食課に関する令和6年度一般会計補正予算（第7号）について、説明します。補正予算書の6ページを御覧ください。第3表債務負担行為補正1追加において、隼人学校給食センター給食配送業務を追加しています。債務負担行為の期間は令和6年度から令和11年度、限度額は1億5,440万円です。これは、隼人学校給食センター管内の6小学校、2中学校、1幼稚園に給食を配送する業務委託期間が令和6年度末で終了することに伴い、新たに設定するものです。同じく第3表債務負担行為補正2変更において、隼人学校給食センター給食調理業務を変更しています。債務負担行為の期間に変更はなく、限度額を3億1,800万円に増額しています。この調理業務委託については、令和6年度当初予算で債務負担行為を設定したところですが、人件費や物価等の高騰をはじめ、諸経費のコスト高に伴い、限度額を5,675万円増額し、変更するものです。以上で説明を終わります。

○教育部参事兼社会教育課長（赤塚孝平君）

社会教育課に関する令和6年度一般会計補正予算（第7号）について、説明します。補正予算書の5ページを御覧ください。第3表債務負担行為補正1追加において、霧島市いきいき国分交流センター、サン・あもり、天降川地区共同利用施設、霧島市溝辺公民館及び霧島市溝辺コミュニティセンターに関する指定管理業務を追加しています。債務負担行為の期間はいずれも令和6年度から令和11年度、限度額はいずれも指定管理者との協定で定める管理費用です。これは、霧島市いきいき国分交流センター、サン・あもり、天降川地区共同利用施設、霧島市溝辺公民館及び霧島市溝辺コミュニティセンターについて、指定管理者が業務を行うため、債務負担行為を新たに追加するものです。補正予算に関する説明書の46～47ページ、補正予算説明資料の6ページを御覧ください。

(目) 7文化財保護費は、573万3,000円を追加しています。文化財整備事業は、霧島神宮が国の補助事業を活用し、神饌所の白蟻被害修繕や社殿周辺の排水施設改修、白蟻被害の拡大防止を行うことに伴い、これに呼応して補助金を交付するものです。なお、本事業については、事業を来年度に繰越すため、補正予算書4ページのとおり、繰越明許費を新たに設定しています。以上で説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（今吉直樹君）

社会教育課にお尋ねします。文化財整備事業の霧島神宮の拡充の件なんですけど、こちらは国の補助事業が全額充てられると。追加で一財はないという理解でよろしいのでしょうか。

○社会教育課主幹（堀之内清子君）

今、こちらのほうに計上しておりますのは、一財のほうになりまして、国からの補助というのが事業費の50%付くんですが、これは事業者さんのほうに直接交付されますので、こちらにはあられないところです。今、補正のほうで挙げましたのは、市のほうから交付する補助金になります。

○委員（山口仁美君）

関連でお伺いします。工事費の総額と国庫補助額を教えてください。

○社会教育課主幹（堀之内清子君）

今回、補助するのが2種類事業ございますけれども、まず、霧島神宮神饌所修繕事業のほうは、総事業費が800万円となっております、そのうちの国庫補助額というのは50%の400万円となっております。2番目の霧島神宮排水施設等改修事業につきましては、総事業費が2,640万円となっております、国庫補助率が50%で1,320万円となっております。

○委員（阿多己清君）

また関連なんですけれども、市の補助金というのは、計算すれば分かるかもしれませんが、計算機がないものですから、何%になるのか。

○社会教育課主幹（堀之内清子君）

市の補助率は、総事業費の50%が国庫から出まして、その残りを県、市、事業者の3者で3分の1ずつ案分という形になっております。金額がですね、市のほうが、霧島神宮神饌所のほうが133万3,000円、排水施設等改修事業のほうが、市の持ち出しが440万円となっております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時33分」

「再開 午前11時43分」

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、保健福祉部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

議案第132号、令和6年度霧島市一般会計補正予算（第7号）のうち、保健福祉部所管の予算の概要について、説明いたします。今回の補正予算の主なものとしましては、社会福祉施設費の横川健康温泉センター管理運営事業及びこども館管理運営事業において、施設の老朽化等に伴う改修に要する経費を計上しました。また、社会福祉総務費の社会福祉総務管理事務事業、障がい者福祉費の地域生活サービス提供支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業において、過年度の国庫補助金の再確定に伴う返還金や消費税の確定に伴う補償金を計上しました。そのほか、障害者自立支援給付事業、児童扶養手当支給事業、母子生活支援施設措置事業及び子どものための教育・保育給付事業において、不足が見込まれる経費など、所要の経費を計上するものです。詳細については、担当課長等がそれぞれ説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○障害福祉課長兼こども発達サポートセンター所長（富吉有香君）

はじめに、障害福祉課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は8～11、14～17、30～31ページ、予算説明資料は1～2ページです。予算説明資料1ページ、社会福祉総務費の社会福祉総務管理事務事業については、過年度国庫補助金の再確定に伴う返還金415万5,000円を計上しました。次に、障がい者福祉費の障害者自立支援給付事業については、令和6年度報酬改定及び障害福祉サービスの利用者増加に伴い事業費の不足が見込まれることから、所要の経費4億6,206万5,000円を追加計上しました。特定財源として、国庫負担金2億3,068万9,000円、県負担金1億

1,534万4,000円を充当しています。次に、予算説明資料2ページ、地域生活サービス提供支援事業については、霧島市社会福祉協議会に委託している基幹相談支援センター運営事業の過年度消費税の確定に伴う補償金761万2,000円を計上しました。次に、成年後見制度法人後見支援事業については、同じく霧島市社会福祉協議会に委託している成年後見センター運営事業の過年度消費税の確定に伴う補償金174万1,000円を計上しました。以上で、障害福祉課関係の説明を終わります。

○保健福祉政策課長（宮田久志君）

続きまして、保健福祉政策課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は10～11、30～31ページ、予算説明資料は2ページです。予算説明資料2ページ、社会福祉施設費の横川健康温泉センター管理運営事業については、横川健康温泉センター入口通路天井の一部がシーリングの劣化により落下したことから、老朽化した周辺部と併せて修繕を行うための経費90万円を計上しました。以上で、保健福祉政策課関係の説明を終わります。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

続きまして、子育て支援課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は8～11、14～19、30～33ページ、予算説明資料は2～3ページです。予算説明資料2ページ、社会福祉施設費のこども館管理運営事業については、本年8月の台風10号接近の際に、こども館2、3階の踊り場等数箇所に通常時には発生しない雨漏りが確認されたことから、当該箇所の修繕を行うための経費200万円を計上しました。なお、予算書4ページ 第2表繰越明許費補正の1追加における、民生費、社会福祉費、社会福祉施設整備事業において、同事業分として200万円を計上しています。次に、児童措置費の児童扶養手当支給事業については、所得制限の見直しなど国による制度拡充等に伴い事業費の不足が見込まれることから、所要の経費750万円を追加計上しました。特定財源として、国庫負担金250万円を充当しています。次に、予算説明資料3ページ、こども育成支援費の子どものための教育・保育給付事業については、保育所等における公定価格の引き上げを昨年度と同様の伸び率で試算した結果、事業費の不足が見込まれたことから、所要の経費4,750万5,000円を追加計上しました。特定財源として、国庫負担金3,797万5,000円を増額し、県負担金及び県補助金を合わせて1,181万5,000円減額しています。以上で、子育て支援課関係の説明を終わります。

○保健福祉部こども・くらし相談センター所長（大窪修三君）

続きまして、こども・くらし相談センター関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は8～11、14～17、32～33ページ、予算説明資料は3ページです。予算説明資料3ページ、ひとり親家庭福祉費の母子生活支援施設措置事業については、当初見込みを上回る利用により事業費の不足が見込まれることから、所要の経費310万5,000円を追加計上しました。特定財源として、国庫負担金155万2,000円、県負担金77万6,000円を充当しています。以上で、こども・くらし相談センター関係の説明を終わります。以上で、議案第132号、令和6年度霧島市一般会計補正予算（第7号）の保健福祉部関係予算の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○副委員長（竹下智行君）

こども館についてお尋ねします。今回、雨漏りがあったということでもありますけども、新設ではないので今後も雨漏りというのはあり得るかなと思うのですが、これまで雨漏りの実績というのがありますか。

○子育て支援課主幹（小橋朋彦君）

令和4年度に、台風14号により被災したことがございまして、そのときに、南側の外壁、同等のシーリングの打ち替えとか、あとガラスブロックの補修をしております。

○副委員長（竹下智行君）

金額的に幾らぐらいというのが分かりますか。

○子育て支援課主幹（小橋朋彦君）

約 950 万円をそのとき補正予算を計上しまして、修繕をしております。

○委員（植山太介君）

ちょっと関連で聞かせください。こども館の件ですけれど、今までエレベーターの修繕とか何かいろいろ今まで修繕が上がってきたという認識があるんですけれども、オープンしてからこの修繕等に総額幾らぐらいかかっているか、金額をお持ちでしたら御説明ください。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

エレベーターにつきましては、委託を計上している部分がありますけれども、修繕は今後お願いする予定と考えております。全体的な部分としますと、前回の災害復旧費のほうで対応しました 950 万程度で、今回計上しております 200 万円程度が主なもので、細かい部分で、維持補修に必要な細かい部分というの発生しているんですけれども、大きな部分としてはどのぐらいだと考えております。

○委員（植山太介君）

今エレベーターは今後だという話が出たんですけど、今後も今見た感じでいうと、いろいろ修繕がかかってきそうだなという見解でよろしいでしょうか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

エレベーターにつきましては、こども館自体がリニューアルして運営しておりますので、以前、ハイテク展望台として利用していた頃から使ったものでございますので、その耐用年数等を含めて、上の修繕というよりは乗せ換えるような形になると思います。それ以外につきましては、通常経費の中の、どの建物でも維持管理経費というのは組むと思うんですけども、それ以上のものというのは考えていないところでございます。

○委員（山口仁美君）

障害福祉課のほうにお伺いをいたします。障害者自立支援給付事業について、報酬改定及び障害福祉サービスの利用者増加に伴いということなのですけれども、この報酬改定の影響はどういう形で現れたのかということと、それから利用者の増加状況についてお示しください。

○障害福祉課障害者自立支援グループ長（富永 良君）

今回の補正に当たりまして、昨年度と比較をしましたところ、主に就労継続支援の B 型と共同生活援助、こちらはグループホームですね。あと、施設入所支援のほうと、あと生活介護、あと自立訓練のほうにおいて利用が顕著に伸びております。こちらのほうの額だけで、試算した中で 3 月から 8 月までの前年度対比で実績を掛けて、年換算したところは大体そこだけで 3 億 5,700 万円程度ちょっと増えているんですけれども、こちらにつきまして、昨年のコロナウイルス感染症の 5 類移行後の障がい者の社会進出が図られたことにより、利用が顕著に伸びていることが、増加の理由となるんですけれども、あと今年度は、3 年に 1 回の制度改正の年でもありましたので、併せてこの報酬改定も行われたことから、主に共同生活援助と施設入所生活介護利用者のうち、強度行動障害有する障がい者の受入れ体制の強化として、重度障害者支援加算の拡充がされたいということで、給付費の伸びにつながりました。利用者のほうにつきましては、短期入所のほうの利用実人数が 134 名、生活介護のほうが 357 名、就労継続 B 型が 625 名、施設入所支援が 174 名、あと共同生活援助グループホームが 312 名となっており、こちらの五つのサービスが、一番その利用人数が多いサービスとなっております。

○委員（下深迫孝二君）

説明資料、3 ページです。ひとり親家庭福祉というところで、母子生活支援施設措置事業費の不足というのがあるのですが、これはひとり親のところが増えてきたという意味に受け取っていいんですか。

○こども・くらし相談センター所長（大窪修三君）

まず、母子生活支援施設というのは簡単に言いますと DV 被害を受けたり、ちょっと生活に不安がある御家庭、母子の御家庭を避難させる施設でございまして、避難施設に係る関連の予算が不足

したということになっております。

○委員（下深迫孝二君）

ということは、避難をされる家庭が増えているという理解でよろしいですかね。

○こども・くらし相談センター所長（大窪修三君）

当センターのほうでDV相談を受けまして、避難の必要があるという御家庭を施設に入所していただくという流れになるのですが、もちろん期間等もございまして、入所があったり退所があったりということで、ある一定数の入所世帯がいるという形でございます。

○委員（山口仁美君）

関連ですが、これ当初見込みを上回る利用ということで、利用が増えるということはそういった困った状況にある方が世帯的に増えているのか、それとも日数的に増えているのか、どのような傾向があるのかお示してください。

○こども・くらし相談センター所長（大窪修三君）

DV相談を受けまして、全て避難させるというわけでもございませぬので、その中で避難をする家庭が出てくるということなんですけども、ただ年度ごとで増減がございまして、今年度につきましては、当初見込んでいた世帯に比べまして、利用する御家庭が多いということで、事業費が不足したということになっております。

○委員長（宮田竜二君）

休憩します。

「休憩 午前11時57分」

「再開 午前11時58分」

○委員長（宮田竜二君）

再開します。

○こども・くらし相談センター所長（大窪修三君）

令和6年3月1日時点で入所世帯が4世帯でございました。それをもとに当初予算を計上したところでございますが、3月の中旬ぐらいに1世帯、5世帯15人という形で今年度が始まったような形でございます。そのため、当初から予算が不足するようなことも考えられておまして、年度途中でまた新規に1世帯が加わったりというような形がございまして、このため予算が不足しているというような状況になっているところでございます。

○副委員長（竹下智行君）

申出があってから申請があってから、どれぐらいで入所が可能なのか。まず、最短でも次の日ぐらいには可能なのか、そこあたりの状況をお知らせください。

○こども・くらし相談センター所長（大窪修三君）

緊急を要す場合はもう相談を受けた当日入所という対応をとっております。

○副委員長（竹下智行君）

定員がいっぱいですぐ入所ができないケースというのがありますか。

○こども・くらし相談センター所長（大窪修三君）

県内に母子生活支援施設が幾つかございますので、ある1か所が少し入れないという状況でございますと、ほかの施設のほうを探しまして対応するような形でとっております。今のところ入所できないというような状況はなかったと考えております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。ないようですので、ここで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時59分」

「再開 午後0時00分」

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案第133号 令和6年度霧島市病院事業会計補正予算（第1号）について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第133号 令和6年度霧島市病院事業会計補正予算（第1号）についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

議案第133号、令和6年度霧島市病院事業会計補正予算（第1号）について、その概要を説明します。この補正予算は、来年2月開院予定の医師会医療センター新病院において必要となる、手術や診療等に使用する医療機器等を導入し、患者の受入体制を整えようとするものです。詳細については、健康増進課長が説明しますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

議案第133号、令和6年度霧島市病院事業会計補正予算（第1号）について、説明します。病院事業会計補正予算（第1号）の1ページです。ただいま部長から説明がありましたとおり、今回の補正予算は、来年2月に新病院が開院することから、それに伴う手術用器具や診療に必要な医療機器等を購入し、開設の準備を行おうとするものです。公営企業においては、地方公営企業法第40条第1項の規定により、地方公営企業の業務に関する締結並びに財産の取得、管理及び処分については、議会の議決によることを要しないため議決の必要はありません。その資産の取得、管理及び処分については、地方公営企業法第33条第2項の規定により、地方公営企業の用に供するために取得する資産のうちその種類及び金額について、政令で定める基準に従い条例で定める重要なものの取得については、予算で定めなければならないとあります。病院事業の用に供する重要な資産の取得については、霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例第4条において、予定価格2,000万円以上のものと規定しており、令和6年度当初予算時においては、その時点で想定していた14項目の医療機器を取得予定資産として項目を計上しています。新病院開院に向けて、当初予算時には想定できていなかった予定価格2,000万円以上の医療機器、什器備品を取得する必要があることから、今回補正予算に14項目を追加計上するものです。なお、今回の補正予算の支出予算は、当初予算に計上済みであるため、項目のみ計上するものです。以上で、令和6年度霧島市病院事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（今吉直樹君）

この重要な資産の取得、それぞれの価格をお示しいただきたいと思います。あと契約方法もあわせてお願いいたします。

○健康増進課市立病院管理グループ長（宮原健介君）

上から申し上げます。移動型デジタルX線撮影装置について、価格※※※※※円を予定しております。随意契約を予定しています。高圧蒸気滅菌装置について、価格は※※※※※円を予定しています。これについては指名競争入札です。解剖関連機器一式については、※※※※※円、これも指名競争入札となっています。病理切出し室関連機器については※※※※※円、随意契約です。HCU用生体情報モニタリングシステムについては、※※※※※円、随意契約です。歯科関連機器については※※※※※円、随意契約です。一般病棟用生体情報モニター、※※※※※円の価格です。随意契約です。生理検査室用超音波画像診断装置について、※※※※※円、随意契約です。HCU用高機能ベッド及び周辺付属品については※※※※※円、随意契約です。案内表示システム※※※※※円の価格で随意契約です。情報システム端末※※※※※円を価格としており、随意契約です。事

務什器一式については、※※※※※円、指名競争入札となっています。アメニティ関連什器については※※※※※円、指名競争入札です。ロビーチェア一式については、※※※※※円、指名競争入札となっています。

○委員（宮内 博君）

多くがこの随意契約ということですね。口述書にあるように、議会の議決を要しないというようなことではありますが、がゆえに、随契にするのか競争入札にするのかというのは、厳密に分けなければいけないのかなというふうに思うんですけども、随契というのは議決を要する事案の場合には非常に限られているわけですね。今回、2,000万円を超えるものであっても、最もその金額的に大きなものでは、※※※※※円というのがありますよね。これはいわゆる特殊性が非常にあるということで、それに対抗できるような事業者がなかなか全国的にも見つからないというようなことなのかどうなのか、その辺、随契にした理由と入札にした理由ですね、そこを分けて御説明を頂いてよろしいですか。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

この医療機器関係の取得に関しましては、随意契約、指名競争入札等ございまして、随意契約については、既存の機器との互換性があるものであるとか、あと医療安全上の観点、メーカーが違うとボタンの位置が違ったりとかしてとか、そういう実際、機械を使う方等とか、患者さんの医療安全上の観点とかそういったところから、ほかではない、もうこの機能とかそういったものについてが随意契約をしている状況でございます。指名競争入札は何者かある中で、できるというものについて、今回、指名競争入札で、割と汎用品といいますか、そういったものについて、あえて、ほかでも購入がかなうところについて指名競争入札をしているところでございます。

○委員（宮内 博君）

既にその病院自体は運営しているわけで、それに新しい施設を付け加えるということで今、課長のほうからありましたように、従来使っているものと一体的に利用できるものなのかどうなのかというところなどが出てくるだろうなど。お聴きしてですね、そう感じたところですが、この随契になっている部分で、それぞれ理由を一つ一つ説明をすることができるのでしょうか。いや、この随契になってるのをちょっと、機器が一体であったりとか、さっきおっしゃいましたね、分けている部分をお示しいただけますか。

○委員長（宮田竜二君）

すいません、一覧表でこれをもらえますかね。これ、もらったほうがいいですよ。要はこれに、先ほどの金額と随意と指名の割合と、それと随意契約は何号、理由がありますよね。1号から9号までである。それと補足があれば、先ほど言われた安全のためとか、機器の互換性がないとか、そういうのを一覧にさせていただきたいんですけども、それは提出できますか。よろしいですかね。委員の皆さん、それを別紙でもらうと。[「まずもらった上でしないと」と言う声あり] 審査ができないので、よろしいですか。それを準備していただいてからまた再開をする形でよろしいですか。それでは、ちょっとここで休憩をとります。

「休 憩 午後 0時13分」

「再 開 午後 1時30分」

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

先ほど、宮内議員のほうから質問がございました、今回、計上している14項目について、契約方法でありますとか随契の理由をお示したところでもあります。契約方法としては地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号ということで随意契約ということでございますが、これは地方自治法第167条の2の1項第2号の部分と同じ内容でございます。不動産の買入れ、または借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工、または納入に使用させるため必要な物品の売払い、その他の契約で性質または目的が競争入札に適しないものをするときということで、こちらの

条項で、示しております随契理由があるものについては随意契約を行ったところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

2月開院というふうに聞いておりましたけれど、2月1日ということでもいいのか、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

開院日は2月1日でございます。

○委員（宮内 博君）

随意契約になる部分が9件あるわけです。その9件について、例えばその移動型デジタルX線撮影装置などはどういう理由でという、この理由をお示しをください。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

まず、一例としまして、一番上にあります移動型デジタルX線撮影装置でございます。こちらについては、手術室内の撮影において撮影と同時に画像確認等行って手術の安全性や業務効率化を目的とした、Drコンソールという、一体型の移動式の撮影装置、X線の装置になります。医療センターのほうでは、現在3台撮影装置が配置されていますが、そのうち1台が15年以上経過して修理が不能と、メーカーも部品等もなく修理が不能ということでございましたので、そちらについて1台購入する。こちらについて更新するものでございます。3台のうち2台はもう手術室や、今回新設されますHCUの専用病床で使用しまして、1台については、撮影の既存の部分については、ちょっと撮影の時間がかかったりするというのもございまして、感染症外来での運用をするというふうな形になっております。一例を挙げればそういったところでございます。

○委員（徳田修和君）

今一例で移動型デジタルX線撮影装置のほう示されましたが、これは1台更新ということですよ。1台更新であれば、当初の時点でもう2,000万円を超える品であるというふうに分かっていなかったのか、そのときに上げられなかった理由等がお示しできれば確認をさせていただきます。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

機器本体に対しまして附属部品等ございまして、そういった既存のもの等、附属部品等も入れるとちょっと超えてしまうと、物価高騰等もございまして、今回超えてしまうというようなことがありまして、計上したところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

今この物価高騰の関係で、最初に思ってたよりかその機器の購入全体で、どのくらいの金額が跳ね上がったかというのは、理解をされてますか。大体の金額。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

金額等はちょっと把握はしておりませんが、当初予算でも価格として見込んでおりますので、項目として挙げたところであるんですけど、金額としては、当初予定しておりましたので、そこの、この機器類ですごく上がっているという感覚はちょっとないのですが医療センター運営する上で、薬品であったりとか、材料であったりとかそういった部分が上がっているというふうには医療センターのほうからちょっと聞いているところでございます。

○健康増進課市立病院管理グループ長（宮原健介君）

今の物価高騰の影響というところで補足しますと、当初予算のときに項目として挙げておりました、ネットワーク監視システムというのが当初予算のときに項目として設定してたのですが、予定では9,900万ぐらいを予定してました。ただ、蓋をあけてみるとというか、結果として1億8,000万円ぐらいで2倍に上がっているというのもありました。また、物によっては下がっているというのもあります。今回、多数のシステム、医療機器等購入してございまして、その増減というのがあった中で調整を図っているところです。

○委員（今吉直樹君）

一つお伺いしたいのですが、まず、No.1の移動式デジタルの部分でいくと、機種選定の購入に当

たつて、代理店の事業者を選んでもらうんですけど、以前の機器3台を運用し、見直し2台、1台追加ということですかね。その前の購入も同じ代理店になるのでしょうか。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

こちらにおきましては、現在3台あるうちの1台を、耐用年数もあと15年経過して、買い換えるという形でございます。そして、もともとについても、こちらのX線撮影装置についてお答えしますと富士フィルムメディカル株式会社、ここの代理店というところで県内で取扱いをされているというところで、ここの業者のところ、以前のものもそういった形で購入していた経緯もありまして、今回もそういった形で随契させていただいた次第です。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時40分」

「再開 午後 1時41分」

○委員長（宮田竜二君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、これより議案処理を行います。議案第132号、令和6年度霧島市一般会計補正予算第7号について、委員間討議に入ります。御意見ありませんか。

○委員（植山太介君）

議案第132号、第7号の補正についてであります。今回、多くの課から、光熱水費不足が見込まれるということでの増額補正ということが多くの課から上がっております。昨今の社会情勢を考えると致し方ないことだと理解をしております。しかし、多くの民間企業、また各家庭でも、光熱水費の削減に向けて皆さん努められてると思います。一例としまして、シビックセンターの維持管理費事業について、光熱水費の削減に努められているということは評価をいたしたところであります。ほかの課においても、できる限り、削減に努められるよう努力を求めるべきであるというふうに私は考えたところでございます。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は、令和6年度霧島市一般会計補正予算第7号に反対の立場から討論をします。理由は、第3表の債務負担行為に、補正にあります乗馬施設を除く霧島国民休養地及び霧島市牧園B&G海洋センター管理業務について、他の指定管理業務は5年間で期限と定めておりますが、この施設については、10年間の業務委託が予定をされ、債務負担行為もそれを前提にしていることとあります。これが反対の理由です。昨日、産業建設委員会では、この施設の現地調査を実施しております。指定管理事業として行われるB&G海洋センターは、霧島市牧園B&G海洋センター設置及び管理に関する条例によって、体育館とプールの管理業務を行うこととされておりますが、体育館の施設の老朽化による雨漏りが激しく、壁の一部が崩落、床も腐食して抜け落ちそうになっている部分もありまして、安全上の理由から令和3年4月1日より休館をしております。指定管理募集要項では、災害発生もしくは発生する恐れがある場合において、当施設は市の要請により最優先的に避難所や災害対応を施設として使用すると定めております。委員会の議論の中でも執行部からは、本体育館の改修計画、あるいは取壊しの計画などは示されておられません。この地域は、霧島山の噴火による災害の恐れがありまして、市民が安心して避難できる施設として、同施設を利用するかどうか。ま

た、この施設を利用しないのであれば、牧園アリーナを避難施設とするかなどの議論が求められることを、まず一つは指摘をしなければならないと思います。2点目には、指定管理期間を10年とする大きな理由に、グランピング施設などの建設計画は事業者から示されております。それに投資する事業費が10年間で回収できないことが、大きな理由と執行部説明がありました。グランピング施設は固定型のキャンプ場であって、景観に配慮する必要がある、そういう施設でもあります。委員会で事業者から建設計画が提案されている場所は、他の委員からも景観上も問題があるとの指摘もされております。この地域は始良家畜保健衛生所建設問題でも、大きな景観上の問題があると議論をされた経緯があります。地元住民と霧島市との新たな問題となる懸念はないのか、十分な議論が必要であるということ指摘をしたいと思います。同時に、早期に地区の住民の皆さん方に計画を明らかにして、理解を得る、そういう取組も行うべきであるということ指摘をしておきたいと思っております。

○委員長（宮田竜二君）

次に、賛成討論はありますか。

○委員（徳田修和君）

私は議案第132号令和6年度霧島市一般会計補正予算第7号について、賛成の立場で討論させていただきます。今回討論の軸となっております、霧島高原国民休養地及び霧島市牧園B&G海洋センターの指定管理、債務負担行為の件でございますが、産業建設常任委員会でも議論いたしました。指定期間が10年間という異例の期間ではございますが、事業投資をした際、事業費回収する期間として10年は必要という説明を受け、また、10年という期間にしたことで毎回1事業者だけの応募であったところ、今回3社の競争も行われたということで、事業運営に対する活性化も図られているのではないかと感じております。また、B&G海洋センター体育館のほうも、かなり傷んでおり、現在休館中ではございますが、先ほどの審査の中でも、事業者と今後の取扱い等も話し合いをされていくというような種の答弁もあったかと思っております。ぜひ、地域によりよい形で事業も進めていかれるよう、今後事業者の取組にも期待をするところでございます。また、今回の補正予算全体におきましても、適正かつ確かな箇所予算が組まれていると見て、今回賛成すべきと考えます。委員の御賛同を求め、私の賛成討論といたします。

○委員長（宮田竜二君）

ほか討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第132号において、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者8名であります。賛成多数と認めます。したがって、議案第132号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第133号、令和6年度霧島市病院事業会計補正予算第1号について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第133号について、議案、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第133号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点についての確認

これで議案処理を終わりますが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は、その内容を御発言ください。

○委員（植山太介君）

私は観光バス運行事業について、お話をします。霧島神宮アクセスバスについてでございますが、利用者もどんどん増えていると。今回の秋の紅葉シーズンでいうと、乗られない方がいらっしゃるという可能性があったので、事前に、乗るバスを大きなものに変更したという点については評価をいたしております。今後も利用者の多くの方々が旅行客の方と伺ったところですので、その便が乗れなかったということによってその旅行プランに大きな変化等が起こる可能性もございますので、先手先手で乗れない方がいらっしゃらないような対応をとっていただきたいと申し添えておきます。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ただいまの御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。以上で本日予定しておりました審査を全て終了いたしました。これで予算常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 1時51分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

予算常任委員長 宮田 竜二